

令和8年6月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書

(令和8年度6月補正予算等関係)

子ども家庭部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和8年6月定例会議案説明資料目次

子ども家庭部

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	令和8年度鳥取県一般会計補正予算(第1号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	3
		子育て王国課	4
		家庭支援課	7
	子ども発達支援課	8	
	2 歳入歳出事項別明細書		9
	3 節の明細		11

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第3号	鳥取県一時保護委託者の登録に関する条例	家庭支援課	12
第4号	鳥取県児童福祉施設に関する条例等の一部を改正する条例(鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正、鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)	子育て王国課	15
第9号	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について	子ども発達支援課	23

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第2号	令和7年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について	子育て王国課ほか	24

議案説明資料総括表

子ども家庭部 (単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫	起債	その他	一般財源	
子育て王国課	9,903,132	13,135	9,916,267	1,686			11,449	
家庭支援課	5,099,976	8,360	5,108,336	8,360				
子ども発達支援課	1,719,370	170	1,719,540				170	
合計	16,722,478	21,665	16,744,143	10,046			11,619	

【説明】

主な事業

- ・(新)【人口減少対策特別プロジェクト】えんトリーキューピッドによる出会いの機会増大事業
- ・子ども食堂運営費高騰対策支援事業

令和8年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7150）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
放課後児童クラブ設置促進事業	9,477	5,500	14,977				5,500	
トータルコスト	補正前：13,492千円（0.5人）、補正：6,303千円（0.1人）、計：19,795千円（0.6人）							

1 事業の目的、概要

目的：放課後児童クラブの設置を促進し、子どもの安心安全な居場所を確保する。

概要：施設利用者の増加に伴い、施設の手狭さが問題となっている放課後児童クラブについて、拡張整備費の一部を支援する。

2 主な事業内容

日南町が行う放課後児童クラブ施設整備にあたり、子ども・子育て支援施設整備交付金で定める算定基準（国、県、市町村各1/3）に基づく県費負担分を負担する。

令和8年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7148）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【鳥取砂丘周辺シルバーウィーク渋滞対策事業】こどもの国管理運営費	132,886	2,805	135,691				2,805	
トータルコスト	補正前：136,901千円（0.5人）、補正：3,608千円（0.1人）、計：140,509千円（0.6人）							

1 事業の目的、概要

目的：こどもの国来園者の安全と利便性を確保するため、鳥取市等関係機関で連携し、大型連休時の砂丘周辺での渋滞の未然防止を図る。

概要：鳥取市周辺渋滞対策検討協議会にて県・市関係者等で協議された、令和8年度のシルバーウィーク（9月19日～9月23日）における鳥取砂丘周辺の渋滞対策に係る経費の一部を負担する。

2 主な事業内容

鳥取市周辺渋滞対策検討協議会において、砂丘周辺で下記の渋滞対策事業を実施する。

- ・シャトルバス運行（臨時駐車場（中央病院）とこどもの国間）
- ・交通誘導員の配置（こどもの国周辺、臨時駐車場）

※鳥取市と費用を折半して負担

令和8年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費
 2 項 児童福祉費
 1 目 児童福祉総務費

子育て王国課（内線：7573）
 （単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 【人口減少対策特別プロジェクト】 えんトリーキューピッドによる 出会いの機会増大事業	0	4,830	4,830	1,686			3,144	
トータルコスト	補正前：0千円（0.0人）、補正：5,633千円（0.1人）、計：5,633千円（0.1人）							

1 事業の目的、概要

目的：未婚者同士の1対1のマッチング事業を実施する「とっとり出会いサポートセンター」（以下「えんトリー」という。）の活動の更なる充実を通じて、結婚を望む方が早期に自らの望む形で成婚へとつながられるよう、出会いの機会増大を図る。

概要：縁結びナビゲーター（以下「縁ナビ」という。）等のボランティアについて、その活動量・実績に応じた認定を行い、やりがいをもって活動していただくため、新たに、えんトリーキューピッドマイレージ制度を創設する。また、現在、紙で管理している「えんトリー・ナコード」の会員情報をオンライン化する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額			
えんトリーキューピッドマイレージ制度	縁ナビなどのボランティアに対して、担当会員との面談、お見合い後のカップル成立、成婚などの全体的な活動量・実績に応じてマイルを付与し、獲得マイルに応じて「ゴールドキューピッド」等に認定し、認定マークの付与、定額の奨励金（最大20万円、活動費相当額）を支給する。 <イメージ> <div style="margin-top: 10px;"> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">累計 1,000 マイル獲得（ゴールドキューピッド） 20 万円/年</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">累計 700 マイル獲得（シルバーキューピッド） 10 万円/年</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">累計 400 マイル獲得（ブロンズキューピッド） 5 万円/年</td> </tr> </table> </div>	累計 1,000 マイル獲得（ゴールドキューピッド） 20 万円/年	累計 700 マイル獲得（シルバーキューピッド） 10 万円/年	累計 400 マイル獲得（ブロンズキューピッド） 5 万円/年	2,300
累計 1,000 マイル獲得（ゴールドキューピッド） 20 万円/年					
累計 700 マイル獲得（シルバーキューピッド） 10 万円/年					
累計 400 マイル獲得（ブロンズキューピッド） 5 万円/年					
えんトリー・ナコード制度オンライン化	現在、会員情報を紙プロフィールシートの記入・更新により管理している「えんトリー・ナコード」について、システムを導入し、利用者の利便性を向上させるとともに、当該システムを「マッチングシステム」と連携させ、縁ナビによる情報活用の円滑化、効率化を図る。	2,530			

3 その他（改善点等）

- えんトリーでは、自分でシステムの中からお相手を探す「マッチングシステム」と、ボランティア仲人の縁ナビから自分に合うお相手を紹介してもらう「えんトリー・ナコード」の2つのサービスを提供している。
- 「えんトリー・ナコード」では、縁ナビによる会員へのきめ細かなフォロー活動が成婚実績に大きく寄与しているが、熱心に活動する縁ナビほど活動費用が持ち出しになっているため、負担を軽減し、活動の更なる活性化を図る。

令和8年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

家庭支援課（内線：7869）

1 目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子ども食堂運営費高騰対策支援事業	15,100	8,360	23,460	8,360				
トータルコスト	補正前：15,903千円（0.1人）、補正：9,163千円（0.1人）、計：25,066千円（0.2人）							

1 事業の目的、概要

目的：物価高騰の影響を受けているこどもの居場所（子ども食堂等）を支援し、円滑な運営の維持・継続を図る。

概要：こどもの居場所（子ども食堂等）に対して、光熱水費や食材費の値上げにより上昇した運営費の一部を補助する。

2 主な事業内容

子ども食堂等を運営している事業者（市町村が実施主体となっているものは除く。）に1箇所あたり76千円を支給し、運営を支援する。

令和8年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 目 児童福祉総務費

子ども発達支援課（内線：7865）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
医療的ケアが必要な子ども等の総合支援事業	69,058	170	69,228				170	
トータルコスト	補正前：73,875千円（0.6人）、補正：973千円（0.1人）、計：74,848千円（0.7人）							

1 事業の目的、概要

目的：医療的ケア児等とその家族が、地域で安心して生活できる環境を整える。

概要：医療的ケア児等の社会参加機会を保障するため、余暇活動等の社会参加目的の外出を支援対象に拡充する。

2 主な事業内容

細事業名	内容	当初予算額	補正予算額	補正後予算額
医療的ケア児等送迎支援事業	【拡充】通院（外来受診、入退院、医療型短期入所等）に加え、余暇活動等の社会参加目的のための外出に係る福祉タクシー利用及び看護師派遣に関しても支援の対象に加える。	450	170	620

【参考】 現行の医療的ケア児等送迎支援事業

利用対象者	県内在住で在宅の重症心身障がい児者、ストレッチャー等での移動が必要な医療的ケア児
助成対象経費	医療機関（外来受診、入退院、医療型短期入所等）の通院に係る福祉タクシー利用及び看護師派遣経費
利用者自己負担額	（1）福祉タクシーの運賃の1/2（自己負担上限額は片道で2,500円） （2）付き添い看護師費用の1/2（自己負担上限額は片道で500円）
利用目的等	通院目的の外出のみを支援の対象。回数制限なし。片道140km以内。
負担割合	県1/2、市町村1/2（利用者負担あり）

令和8年度 一般会計補正予算(第1号)歳入歳出事項別明細書(子ども家庭部)

(単位:千円)

款 項 目 節		3 款 民生費								
		1 項 社会福祉費								
								1 目 社会福祉総務費		
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報 酬	316,022		316,022	163		163			
2	給 料	1,324,023		1,324,023	60,735		60,735	60,735		60,735
3	職 員 手 当 等	901,711		901,711	34,467		34,467	34,467		34,467
4	共 済 費	523,449		523,449	20,550		20,550	20,550		20,550
	職員に係るもの(給与費)	475,344		475,344	20,550		20,550	20,550		20,550
	賃金に係るもの(その他)	48,105		48,105						
5	災 害 補 償 費									
6	恩 給 及 び 退 職 年 金									
7	報 償 費	65,171	8,360	73,531	17,568	8,360	25,928	15,136	8,360	23,496
8	旅 費	29,027		29,027	1,973		1,973	72		72
	費用弁償	13,365		13,365	116		116			
	普通旅費	10,789		10,789	1,258		1,258			
	特別旅費	4,873		4,873	599		599	72		72
9	交 際 費	100		100						
10	需 用 費	129,106		129,106	2,788		2,788	1,741		1,741
	食 糧 費	980		980	92		92	20		20
	その他の需用費	128,126		128,126	2,696		2,696	1,721		1,721
11	役 務 費	20,791		20,791	2,427		2,427	960		960
12	委 託 料	3,228,512	4,830	3,233,342	47,819		47,819	23,136		23,136
13	使用料及び賃借料	58,897		58,897	2,396		2,396	1,997		1,997
14	工 事 請 負 費	125,580		125,580						
15	原 材 料 費									
16	公 有 財 産 購 入 費									
17	備 品 購 入 費	20,497		20,497						
18	負担金、補助及び交付金	9,181,089	8,475	9,189,564	1,421,965		1,421,965	32,373		32,373
19	扶 助 費	249,746		249,746	1,123		1,123			
20	貸 付 金	3,000		3,000						
21	補償、補填及び賠償金									
22	償還金、利子及び割引料	16,493		16,493						
23	投 資 及 び 出 資 金									
24	積 立 金	15,239		15,239						
25	寄 附 金									
26	公 課 費	47		47						
27	繰 出 金	2,526		2,526						
	予 備 費									
	計	16,211,026	21,665	16,232,691	1,613,974	8,360	1,622,334	191,167	8,360	199,527
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	2,067,065	10,046	2,077,111	46,883	8,360	55,243	30,490	8,360	38,850
	地 方 債	144,000		144,000						
	そ の 他	618,745		618,745						
	一 般 財 源	13,381,216	11,619	13,392,835	1,567,091		1,567,091	160,677		160,677

令和8年度 一般会計補正予算(第1号)歳入歳出事項別明細書(子ども家庭部)

(単位:千円)

節	款 項 目	3 款 民生費						子ども家庭部 合計		
		2 項 児童福祉費								
		補正前	補正額	補正後	1 目 児童福祉総務費			補正前	補正額	補正後
補正前	補正額				補正後					
1	報酬	315,859		315,859	297,357		297,357	318,919		318,919
2	給料	1,263,288		1,263,288	1,263,288		1,263,288	1,336,170		1,336,170
3	職員手当等	867,244		867,244	867,244		867,244	909,134		909,134
4	共済費	502,899		502,899	502,798		502,798	528,148		528,148
	職員に係るもの(給与費)	454,794		454,794	454,794		454,794	479,667		479,667
	賃金に係るもの(その他)	48,105		48,105	48,004		48,004	48,481		48,481
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	報償費	47,603		47,603	12,419		12,419	66,627	8,360	74,987
8	旅費	27,054		27,054	20,365		20,365	29,437		29,437
	費用弁償	13,249		13,249	12,517		12,517	13,437		13,437
	普通旅費	9,531		9,531	4,536		4,536	10,887		10,887
	特別旅費	4,274		4,274	3,312		3,312	5,113		5,113
9	交際費	100		100	100		100	100		100
10	需用費	126,318		126,318	40,724		40,724	129,485		129,485
	食糧費	888		888	415		415	980		980
	その他の需用費	125,430		125,430	40,309		40,309	128,505		128,505
11	役員費	18,364		18,364	8,666		8,666	21,814		21,814
12	委託料	3,180,693	4,830	3,185,523	630,521	4,830	635,351	3,317,736	4,830	3,322,566
13	使用料及び賃借料	56,501		56,501	23,374		23,374	58,925		58,925
14	工事請負費	125,580		125,580				125,580		125,580
15	原材料費									
16	公有財産購入費									
17	備品購入費	20,497		20,497	165		165	20,497		20,497
18	負担金、補助及び交付金	7,759,124	8,475	7,767,599	6,604,633	8,475	6,613,108	9,406,310	8,475	9,414,785
19	扶助費	248,623		248,623	121,716		121,716	396,291		396,291
20	貸付金	3,000		3,000	3,000		3,000	3,000		3,000
21	補償、補填及び賠償金									
22	償還金、利子及び割引料	16,493		16,493	16,493		16,493	36,493		36,493
23	投資及び出資金									
24	積立金	15,239		15,239	15,239		15,239	15,239		15,239
25	寄附金									
26	公課費	47		47				47		47
27	繰出金	2,526		2,526				2,526		2,526
	予備費									
	計	14,597,052	13,305	14,610,357	10,428,102	13,305	10,441,407	16,722,478	21,665	16,744,143
財 源 内 訳	国庫支出金	2,020,182	1,686	2,021,868	814,156	1,686	815,842	2,212,403	10,046	2,222,449
	地方債	144,000		144,000	6,000		6,000	168,000		168,000
	その他	618,745		618,745	197,184		197,184	618,763		618,763
	一般財源	11,814,125	11,619	11,825,744	9,410,762	11,619	9,422,381	13,723,312	11,619	13,734,931

節 の 明 細

項	目	金額（千円）等
3 款 民生費		
2 項 児童福祉費		
1 目 児童福祉総務費		
負担金、補助 及び交付金	鳥取県子ども・子育て支援施設整備交付金	5,500
	鳥取砂丘こどもの国SW渋滞対策負担金	2,805
	鳥取県医療的ケア児等送迎支援事業費補助金（医療的ケア児等送迎支援事業）	170

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県一時保護委託者の登録に関する条例</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 児童福祉法の一部が改正され、条例で委託による児童の一時保護を適正に行うことができる者の登録に関する基準を定めることとされたことに伴い、当該基準を定めるものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 職員 児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものとする。</p> <p>(2) 設備 ア 次に掲げる設備を設けるものとする。 (ア) 児童の居室 (イ) 食事をする場 (ウ) 浴室 (エ) 便所 イ 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えるものとする。</p> <p>(3) 入所者の支援等 ア 正当な理由なく、児童の権利を制限しないものとする。また、正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めるものとする。 イ 入所児童に対し、被措置児童等虐待その他児童の心身に有害な影響を与える行為を行わないものとする。 ウ 児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童の直接支援に従事する職員等に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講ずるものとする。 エ 入所した児童に対し、その意見又は意向を尊重した支援を行うものとする。 オ 児童相談所長と協力し、登録一時保護委託施設において適切に意見表明等支援事業が行われる環境を整備するものとする。</p> <p>3 施行期日 (1) 令和8年10月1日…2 (3) ウを除く事項 (2) 令和8年12月25日…2 (3) ウに関する事項</p>

鳥取県一時保護委託者の登録に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の22第2項の規定に基づき、委託による児童の一時保護を適正に行うことができる者（以下「一時保護委託者」という。）の登録に関する基準を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(一時保護委託者の登録に関する基準)

第3条 一時保護委託者の登録に関する基準は、別表のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、一時保護委託者の登録に関する基準は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、別表入所者の支援等の項第5号の規定は、令和8年12月25日から施行する。

別表（第3条関係）

項目	基準
職員	<p>1 児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものとする。</p> <p>2 入所する児童の保護に直接従事する職員以外の職員は、必要に応じ、併せて設置する他の社会福祉施設の職員を兼ねることができる。</p>
設備	<p>1 次に掲げる設備を設けるものとする。</p> <p>(1) 児童の居室</p> <p>(2) 食事をする場</p> <p>(3) 浴室</p> <p>(4) 便所</p> <p>2 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えるものとする。</p> <p>3 入所する児童の居室以外の設備は、必要に応じ、併せて設置する他の社会福祉施設の設備を兼ねることができる。</p>
入所者の支援等	<p>1 入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしないものとする。</p> <p>2 正当な理由なく、児童の権利を制限しないものとする。また、正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めるものとする。</p> <p>3 施錠等により児童の行動を制限しないものとする。</p> <p>4 職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他児童の心身に有害な影響を与える行為を行わないものとする。</p> <p>5 法第34条の22第6項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>

	<p>6 登録一時保護委託者が一時保護を行う施設（以下「登録一時保護委託施設」という。）の外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認するものとする。</p> <p>7 入所した児童に対し、その意見又は意向（法第33条の3の3の規定に基づき児童相談所長又は知事が行う意見聴取等措置において表明された意見又は意向及び意見表明等支援事業によって把握された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行うものとする。</p> <p>8 児童相談所長と協力し、登録一時保護委託施設において適切に意見表明等支援事業が行われる環境を整備するものとする。</p> <p>9 合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止しないものとする。また、合理的な理由があり、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止する場合は、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長に相談し、児童相談所長が児童に対し、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう、児童相談所長に協力するよう努めるものとする。なお、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、毀損等が生じないような設備に保管するものとする。</p> <p>10 入所する児童に食事を提供するときは、栄養及び入所する児童の身体的状況を考慮するとともに、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めるものとする。</p> <p>11 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の教育に必要な支援に関して、児童相談所と協力をして行うよう努めるものとする。</p>
事故等への対応	職員及び職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずるものとする。

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県児童福祉施設に関する条例等の一部を改正する条例 (鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正、鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由</p> <p>(1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、専門的な支援の確保・充実のため保育所に勤務する理学療法士等を保育士とみなすことができることとされたこと等に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>(2) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等の一部が改正され、認定こども園に勤務する理学療法士等を保育士とみなすことができることとされたこと、満3歳以上の学級編制の基準が改められたこと等に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正</p> <p>ア 保育所に勤務する理学療法士等のうち1人を保育士とみなすことができることとする。</p> <p>イ 理学療法士等が保育を行う場合は、当該保育所の保育士の支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととする。</p> <p>(2) 鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正</p> <p>ア 認定こども園における職員配置の基準について(1)ア及びイと同様の改正を行う。</p> <p>イ 認定こども園の学級編制の基準について、1学級の子どもの数を原則30人以下(現行 原則35人以下)とする。</p> <p>(3) 鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例の一部改正</p> <p>保育所等における満3歳の子どもに係る保育士等の人数に関する経過措置の終期を、令和10年3月31日(現行 当分の間)とする。</p> <p>3 施行期日</p> <p>(1) 施行期日は、公布の日とする。</p> <p>(2) 所要の経過措置を講ずる。</p>

鳥取県児童福祉施設に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県児童福祉施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第79号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (保育所の職員配置に係る特例)</p> <p>2 保育所に対する別表第4職員の配置の項第2号の規定の適用については、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下この項及び<u>附則第7項</u>において「保健師等」という。)のうち1人を保育士(鳥取県の区域に係る地域限定保育士を含む。以下同じ。)とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士(<u>附則第4項若しくは第5項又は別表第4職員の配置の項第3号の規定により保育士とみなされる者及び同号ただし書の規定による支援を行う者を除く。</u>)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p>3～5 略</p> <p>6 前2項の規定を適用する時は、保育士(附則第2項若しくは前2項又は別表第4職員の配置の項第3号の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2項の規定の適用がないとした場合の別表第4職員の配置の項第2号の規定により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。</p> <p>7 <u>附則第2項及び別表第4職員の配置の項第3号の規定により、保健師等及び同号に規定する特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該保健師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士(同号ただし書の規定による支援を行う者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>8 略 (経過措置)</p> <p>9 略</p> <p>10 略</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (保育所の職員配置に係る特例)</p> <p>2 保育所に対する別表第4職員の配置の項第2号の規定の適用については、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下この項において「保健師等」という。)のうち1人を保育士(鳥取県の区域に係る地域限定保育士を含む。以下同じ。)とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p>3～5 略</p> <p>6 前2項の規定を適用する時は、保育士(附則第2項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2項の規定の適用がないとした場合の別表第4職員の配置の項第2号の規定により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。</p> <p>7 略 (経過措置)</p> <p>8 略</p> <p>9 略</p>

別表第4（第10条関係）

項目	基準
職員の配置	<p>1・2 略</p> <p>3 <u>前号の規定の適用については、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）のうち1人を保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（附則第2項、第4項又は第5項の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p>
略	

別表第4（第10条関係）

項目	基準
職員の配置	<p>1・2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>
略	

（鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正）

第2条 鳥取県認定こども園に関する条例（平成26年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
附 則	附 則												
(認定こども園の職員配置に係る特例)	(認定こども園の職員配置に係る特例)												
第4条 別表第1 職員配置の項第3号及び別表第2 職員配置の項第3号の規定の適用については、これらの規定の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める人数を合計した数が一を超えない場合には、令和12年3月31日までの間、認定こども園に置かなければならない教育又は保育に従事する職員（以下この条、附則第6条から第7条の2までにおいて「配置義務職員」という。）のうち1人は、知事が配置義務職員と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。	第4条 別表第1 職員配置の項第3号及び別表第2 職員配置の項第3号の規定の適用については、これらの規定の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める人数を合計した数が一を超えない場合には、令和12年3月31日までの間、認定こども園に置かなければならない教育又は保育に従事する職員（以下この条、附則第6条から第7条までにおいて「配置義務職員」という。）のうち1人は、知事が配置義務職員と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。												
第7条 前3条並びに別表第1 職員配置の項第7号及び別表第2 職員配置の項第5号の規定により、配置義務職員を幼稚園の教員の免許状若しくは小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者、知事が配置義務職員と同等の知識及び経験を有すると認める者、保健師等又は別表第1 職員配置の項第7号に規定する特定理学療法士等（以下この条及び附則第8条において「同等職員等」という。）をもって代える場合においては、当該同等職員等の総数は、配置義務職員の数の3分の1を超えてはならない。	第7条 前3条の規定により、配置義務職員を幼稚園の教員の免許状若しくは小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者、知事が配置義務職員と同等の知識及び経験を有すると認める者又は保健師等（以下この条及び次条において「同等職員等」という。）をもって代える場合においては、当該同等職員等の総数は、配置義務職員の数の3分の1を超えてはならない。												
第7条の2 附則第6条の2並びに別表第1 職員配置の項第7号及び別表第2 職員配置の項第5号の規定により、保健師等及び別表第1 職員配置の項第7号に規定する特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該保健師等が保育を行うに当たって配置義務職員（別表第1 職員配置の項第7号ただし書及び別表第2 職員配置の項第5号ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。													
別表第1（第3条関係）	別表第1（第3条関係）												
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学級の編制</td> <td>1 略 2 学級は、原則として、学年</td> </tr> </tbody> </table>	項目	要件	略		学級の編制	1 略 2 学級は、原則として、学年	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学級の編制</td> <td>1 略 2 学級は、原則として、学年</td> </tr> </tbody> </table>	項目	要件	略		学級の編制	1 略 2 学級は、原則として、学年
項目	要件												
略													
学級の編制	1 略 2 学級は、原則として、学年												
項目	要件												
略													
学級の編制	1 略 2 学級は、原則として、学年												

	<p>の初めの日の前日において同じ年齢にある子どもで編成し、1学級の子どもの数を<u>30人</u>以下とすること。</p> <p>3 略</p>
職員配置	<p>1～6 略</p> <p>7 <u>第5号及び前号の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障がいのある子どもの療育に関する知識及び経験を有する者であって、障がいのある子どもの療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>8 略</p>
略	

	<p>の初めの日の前日において同じ年齢にある子どもで編成し、1学級の子どもの数を<u>35人</u>以下とすること。</p> <p>3 略</p>
職員配置	<p>1～6 略</p>
略	<p>7 略</p>

別表第2（第4条関係）

項目	基準
略	
学級の編制	<p>1 略</p> <p>2 学級は、原則として、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある子どもで編成し、1学級の子どもの数を<u>30人</u>以下とすること。</p> <p>3 略</p>
職員配置	<p>1～3 略</p> <p>4 <u>前号の表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号において同じ。）を有し、かつ、登録（児童福祉法第18条の18第3項に規定する保育士登録又は同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録をいう。以下この号において同じ。）を受けたものに限る。）</u>、<u>教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）</u>、<u>主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、子どもの教育及び保育に直接従事する者の数をいう。</u></p> <p>5 <u>前号に定める者については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する特定理学療法士等をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、同号に定める者による支援を受けることができる体制</u></p>

別表第2（第4条関係）

項目	基準
略	
学級の編制	<p>1 略</p> <p>2 学級は、原則として、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある子どもで編成し、1学級の子どもの数を<u>35人</u>以下とすること。</p> <p>3 略</p>
職員配置	1～3 略

	<p>を確保しなければならない。</p> <p><u>6</u> 子どもの処遇の向上及び子育て支援事業の充実を図るよう、<u>第3号</u>に定める人数を上回る職員の配置に努めること。</p> <p><u>7</u> 略</p>		<p><u>4</u> 子どもの処遇の向上及び子育て支援事業の充実を図るよう、<u>前号</u>に定める人数を上回る職員の配置に努めること。</p> <p><u>5</u> 略</p>
略		略	

(鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例（令和6年鳥取県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 保育所又は認定こども園における保育士及び<u>子どもの教育又は保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該保育所又は認定こども園については、令和10年3月31日までの間、この条例による改正後の鳥取県児童福祉施設に関する条例（次項において「新児童福祉施設条例」という。）別表第4職員の配置の項第2号（同号の表満3歳以上満4歳未満の幼児の項に係る部分に限る。）並びに鳥取県認定こども園に関する条例（次項において「新認定こども園条例」という。）別表第1職員配置の項第3号（同号の表満3歳の子どもの項に係る部分に限る。）及び別表第2職員配置の項第3号（同号の表満3歳の子どもの項に係る部分に限る。）の規定は適用しないことができる。この場合において、この条例による改正前の鳥取県児童福祉施設に関する条例（次項において「旧児童福祉施設条例」という。）別表第4職員の配置の項第2号（同号の表満3歳以上満4歳未満の幼児の項に係る部分に限る。）並びに鳥取県認定こども園に関する条例（次項において「旧認定こども園条例」という。）別表第1職員配置の項第3号（同号の表満3歳の子どもの項に係る部分に限る。）及び別表第2職員配置の項第3号（同号の表満3歳の子どもの項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有するも</u></p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 保育所又は認定こども園における保育士及び<u>園児の教育又は保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該保育所又は認定こども園については、当分の間、この条例による改正後の鳥取県児童福祉施設に関する条例別表第4職員の配置の項第2号並びに鳥取県認定こども園に関する条例別表第1職員配置の項第3号及び別表第2職員配置の項第3号の規定は適用しないことができる。この場合において、この条例による改正前の鳥取県児童福祉施設に関する条例別表第4職員の配置の項第2号並びに鳥取県認定こども園に関する条例別表第1職員配置の項第3号及び別表第2職員配置の項第3号の規定は、なおその効力を有するものとする。</u></p>

のとする。

3 保育所又は認定こども園における保育士及び子どもの教育又は保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該保育所又は認定こども園については、当分の間、新児童福祉施設条例別表第4職員の配置の項第2号（同号の表満4歳以上の幼児の項に係る部分に限る。）並びに新認定こども園条例別表第1職員配置の項第3号（同号の表満4歳以上の子どもの項に係る部分に限る。）及び別表第2職員配置の項第3号（同号の表満4歳以上の子どもの項に係る部分に限る。）の規定は適用しないことができる。この場合において、旧児童福祉施設条例別表第4職員の配置の項第2号（同号の表満4歳以上の幼児の項に係る部分に限る。）並びに旧認定こども園条例別表第1職員配置の項第3号（同号の表満4歳以上の子どもの項に係る部分に限る。）及び別表第2職員配置の項第3号（同号の表満4歳以上の子どもの項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に存する認定こども園における1学級の子どもの数については、改正後の鳥取県認定こども園に関する条例別表第1学級の編制の項第2号及び別表第2学級の編制の項第2号の規定にかかわらず、令和14年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

<p>条 例 名 等</p>	<p>損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する死亡事故による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 甲 米子市 個人 乙 米子市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県は、損害賠償金 26,000,000 円を支払うものとする。</p> <p>3 事故の概要 (1) 事故の発生年月日 令和7年3月25日</p> <p>(2) 事故の発生場所 鳥取県立総合療育センター</p> <p>(3) 事故の状況 鳥取県立総合療育センターに入所中であった和解の相手方甲及び乙の子を、同施設内で入浴後にストレッチャーからストレッチャーへ移乗させる際、誤って転落させる事故が発生した。その後当該児童は施設内で療養していたが、翌日、心肺停止状態となり搬送先の病院で死亡が確認されたものである。</p> <p>※和解の相手方氏名及び住所の表記について、個人情報に特に配慮することが和解の相手方との和解条件となっている。</p>

令和7年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書

子ども家庭部

款	項	事業名	課名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
						既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
							国庫支出金	分担金及び負担金	その他	地方債	
3	民生費	2 児童福祉費		円	円	円	円	円	円	円	円
		児童福祉施設等 災害復旧費補助金	子育て王国課	5,250,000	5,250,000		3,500,000				1,750,000
		障がい福祉職員処遇改善 支援事業費(障がい児福祉施設)	子ども発達支援課	26,261,000	26,261,000		26,261,000				
		計		31,511,000	31,511,000		29,761,000				1,750,000